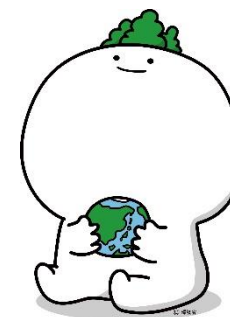




自然再興の実現に向けた民間等の活動促進につき今後講ずべき必要な措置について（答申）
及び
地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律案の概要



1. 自然再興の実現に向けた民間等の活動促進に関する小委員会

- **ネイチャーポジティブ実現**のためには、生物多様性の**損失を抑える施策**と**向上を図る施策**の両方を推進することが必要。
- このため、**ネイチャーポジティブに向けた施策の一つとして、場所に紐づいた生物多様性保全の取組が重要**であり、国の取組に加え、自然共生サイト等の**民間等による生物多様性の保全に貢献する活動を促進**する施策の更なる推進が必要。
- こうした点について検討を深めるため、環境大臣から中央環境審議会に諮問がなされ、令和5年8月に自然環境部会の下に「**自然再興の実現に向けた民間等の活動促進に関する小委員会**」を設置。

8月17日：諮問

- 環境大臣から中環審に諮問

8月24日：自然環境部会

- 小委設置を決定



10月13日：第1回小委員会

- 関係者からのヒアリング、論点について議論

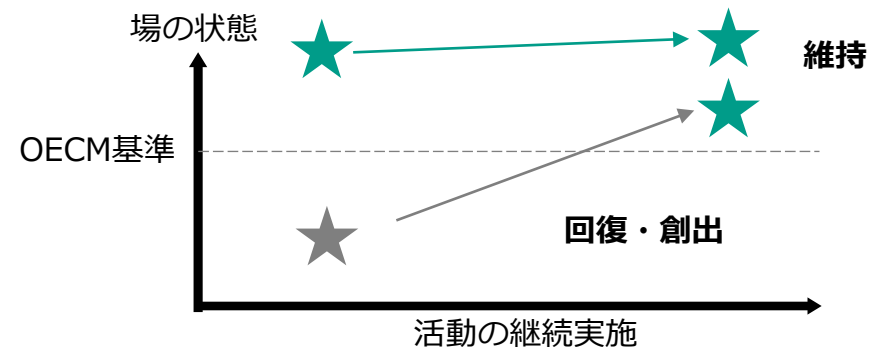
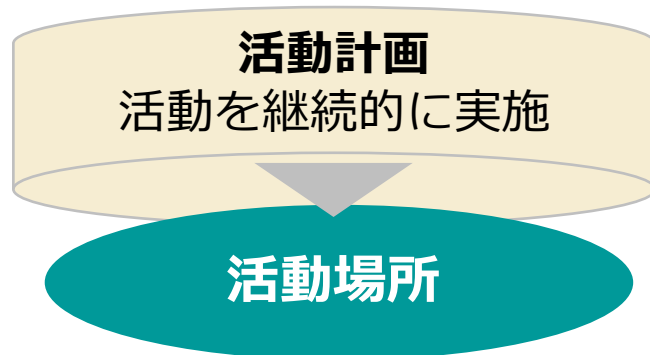
11月27日：第2回小委員会

- 答申（案）について議論

<12月8日～1月6日：パブリックコメントの実施>

1月23日：第3回小委員会

- 答申をとりまとめ



生物多様性を増進（維持、回復、創出）する取組を実施

2. 自然再興の実現に向けた民間等の活動促進につき今後講ずべき必要な措置について（答申）【概要版】



背景

自然共生サイト運用等を踏まえ、場所と紐付いた民間等による取組を促進するため法制度を検討 2024年1月30日

- ネイチャーポジティブ、30by30目標、劣化地再生の達成が必要
- OECMを活用し身近な自然や多様な動植物の生息環境を保全し、生態系ネットワークの構築、生態系の健全な回復を推進
- 民間等の取組への期待（自然共生サイト第1期122か所認定）

損失を抑える施策と向上を図る施策の両方を推進し、ネイチャーポジティブの実現に向けて生態系の健全性の回復に繋がる**場所と紐付いた民間等の活動**を促進。

必要な措置

（1）場所と紐付いた活動計画の国による認定

- 民間等が作成する場所に紐付いた**活動計画を国が認定**
 - 法制度の面から実行に掛かる課題に対応
 - 統一的な観点による判定
 - 国際的な信頼性の確保
 - 生物多様性が豊かな活動区域はOECMとして登録

（2）活動の対象範囲、計画策定主体、活動内容の方向性

（活動の対象範囲）

- 陸域及び海域において、生物多様性豊かな場所での活動に加えて、生態系の回復及び創出の活動も対象

（活動計画の作成主体）

- 民間等が作成
- 市町村が多様な主体と連携して作成

（活動の内容）

- 生態系タイプや目標に応じて検討整理。
検討整理にあたって、農水省及び国交省と連携
- グリーンウォッシュにならないよう、土地利用の変遷や周辺地域との関係性に留意

（3）活動の継続性及び質の担保への対応策

- 活動状況を確認し、計画に基づく活動が実施等されていない場合は認定取り消し
- 活動の継続性・安定性担保のための協定制度も用意
- 自治体や民間等による中間支援の推進
- 簡便なモニタリング手法の開発・普及、人材育成
- 活動の継続性や活動内容の見える化
- 地方公共団体との連携
- 国内外への普及啓発・理解増進

（4）関係する分野・施策との連携強化

- 保護地域等における行為規制の特例や外来生物防除等の計画のみなし認定により手続きのワンストップ化
- 気候変動、循環経済、Eco-DRR、観光、健康、教育等との連携
- 国土計画、みどり戦略、森林計画、まちづくりGX等との連携・調和を強化、ランドスケープアプローチの推進

（5）活動を促進するための方策の推進

- 国民運動的に展開するため**活動計画の認定は広くした上で、保全状況や環境価値を評価**

- 支援証明書やマッチング、公的資金の活用など人的・資金的支援の強化
- 申請者の負担軽減も意識した、効率化が図れる**事務体制**の構築や**事前の調整**方法の整理

<参考> 自然再興の実現に向けた民間等の活動促進に関する小委員会委員

No.	氏名	種別	所属
1	小泉 透	委員	国立研究開発法人森林研究・整備機構 フェロー
2	勢一 智子	委員	西南学院大学法学部法律学科 教授
3	中村 太士	委員	北海道大学大学院農学研究院 教授
4	藤田 香	委員	日経BP 日経ESGシニアエディター 東北大学グリーン未来創造機構/大学院生命科学研究科 教授
5	石井 実	臨時委員 (委員長)	大阪府立大学 名誉教授 地方独立行政法人 大阪府立環境農林水産総合研究所 理事長
6	中静 透	臨時委員	国立研究開発法人森林研究・整備機構 理事長
7	西澤 敬二	臨時委員	経団連自然保護協議会 会長
8	広田 純一	臨時委員	岩手大学 名誉教授 いわて地域づくり支援センター 代表理事
9	深町加津枝	臨時委員	京都大学大学院地球環境学堂 准教授
10	山野 博哉	臨時委員	国立研究開発法人国立環境研究所 生物多様性領域長
11	浅野 正富	専門委員	小山市長
12	一ノ瀬 友博	専門委員	慶應義塾大学 環境情報学部 教授・学部長
13	大下 英和	専門委員	日本商工会議所 産業政策第二部長
14	角谷 拓	専門委員	国立研究開発法人国立環境研究所 生物多様性領域 生物多様性評価・予測研究室 室長
15	佐藤 留美	専門委員	特定非営利活動法人 Green Connection TOKYO 代表理事
16	土屋 俊幸	専門委員	東京農工大学 名誉教授 一般財団法人 林業経済研究所 所長
17	森田 香菜子	専門委員	国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林総合研究所 生物多様性・気候変動研究拠点 主任研究員

「ネイチャーポジティブ（自然再興）」の実現に向け、企業等による地域における生物多様性の増進のための活動を促進するため、主務大臣による基本方針の策定、当該活動に係る計画の認定制度の創設と、認定を受けた活動に係る手続のワンストップ化・規制の特例等の措置等を講ずる。

■ 背景

- 令和4年12月に新たな世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択。我が国も生物多様性国家戦略を改定し、2030年までの「ネイチャーポジティブ」※¹の実現と、このために陸と海の30%以上を保全する「30by30」の目標を掲げた。この達成には、国立公園等の保護地域の拡張に加え、里地里山、企業緑地や都市の緑地等の身近な自然など、OECM※²の設定促進が必要。
- また、企業経営においても、TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）の流れもあいまって、生物の多様性や自然資本の重要性が高まっている。

※1 自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させる

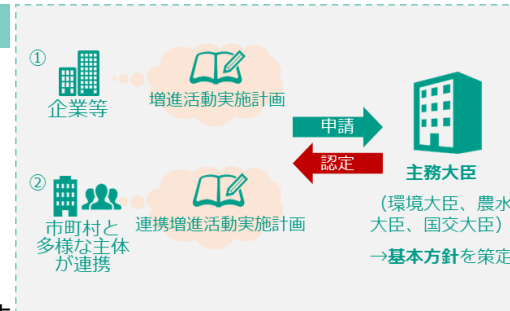
※2 保護地域以外で生物の多様性の保全に資する地域

■ 主な措置事項

1. 地域における生物の多様性の増進※のための活動の促進 ※維持、回復又は創出

（1）増進活動実施計画等の認定制度の創設

- ① **企業等**が、里地里山の保全、外来生物の防除、希少種の保護といった生物多様性の維持・回復・創出に資する「**増進活動実施計画**」を作成し、**主務大臣が認定**（企業等は情報開示等に活用）。
- ② **市町村**がとりまとめ役として地域の多様な主体と連携して行う活動を「**連携増進活動実施計画**」として主務大臣が認定。



- ①又は②の認定を受けた者は、その活動内容に応じて、自然公園法・自然環境保全体法・種の保存法・鳥獣保護管理法・外来生物法・森林法・都市緑地法における**手続のワンストップ化・簡素化といった特例**を受けることができる。

（2）生物多様性維持協定

- ②の認定を受けた市町村等は、土地所有者等と「**生物多様性維持協定**」を締結することができ、**長期的・安定的に活動が実施できる**。

2. その他

- (1) (独法)環境再生保全機構法の一部改正（認定関連業務の一部や情報提供等を機構が実施）
- (2) 生物多様性地域連携促進法の廃止

<施行期日> 公布の日から起算して、1年を超えない範囲で政令で定める日